

〔診察受付における、マイナンバーカード、健康保険証、資格確認書などについてのご案内〕

	有効期限、登録状態など	診察で必要となるもの	補足説明（保有していると思われるもの）
マイナンバーカードを持っていない	健康保険証の有効期限が切れている	資格確認書 ※高齢者受給者証（対象者のみ）	資格確認書（組合により交付、発行日が異なります）※有効期限があります。 高齢者受給者証（対象者のみ組合により交付条件が異なります）
	健康保険証の有効期限がまだある	健康保険証または、※資格確認書 高齢者受給者証（対象者のみ）	健康保険証（有効期限をもって使用できなくなります。再発行不可） 資格確認書（組合により交付、発行日が異なります） 高齢者受給者証（対象者のみ、資格確認書発行者への交付が原則）
マイナンバーカードを持っている。 （マイナ保険証）	※マイナンバーカードの有効期限が切れている	健康保険証または、 資格確認書、または資格証明書 高 齢者受給者証（対象者のみ）	マイナンバーカード（更新の手続きをしてください）、健康保険証（有効期限がきれていない） 資格確認書（組合により交付の有無、条件が異なります） 高齢者受給者証（対象者のみ、資格確認書発行者への交付が原則）
	マイナンバーカードの有効期限内だが、 保険証として登録をしていない	マイナンバーカード（健康保険証） （受付窓口で登録できます。マイナ ンバーカードを利用ください）	マイナンバーカード、健康保険証（有効期限がきれていない） ※資格確認書（組合により交付の有無、条件が異なります） 高齢者受給者証（対象者のみ、資格確認書発行者への交付が原則）
	有効期限内（電子証明書も期限内）	マイナンバーカード	マイナンバーカード、資格情報のお知らせ 資格確認書（組合により交付の有無が異なります）交付がない場合もあります。
	iphone（Appleウォレット）の設定をし ている	マイナンバーカード ※現在スマホのみでは使えません。	※ウォレットの読み取り機器の整備がされていません。必ず、マイナンバーカード現物をお持ちください。

※高齢者受給者証（対象者:70歳以上75歳未満の間）は、資格確認書を交付した方へ交付することが原則になっています。

マイナ保険証により、オンライン資格確認が出来る場合には、高齢者受給者証は不要になります。

※マイナンバーカードの有効期限は、2つあります。①電子証明書（5年）②マイナンバーカード有効期限（10年）期限到来前に、通知が届きます。必ず更新の手続きをお願いします。

※資格確認証は、マイナンバーカードの保有の有無にかかわらず、交付する保険組合もあります（後期高齢者など）が、保有の方へは、原則交付されません（資格情報のお知らせが届く）

※iphoneなどに、Appleウォレットの設定が、可能になっておりますが、医療機関への対応は、スマホ（ウォレットなど）の読み取り機の整備が整い次第になります。（時期は未定）